

I 本県の男女共同参画推進状況

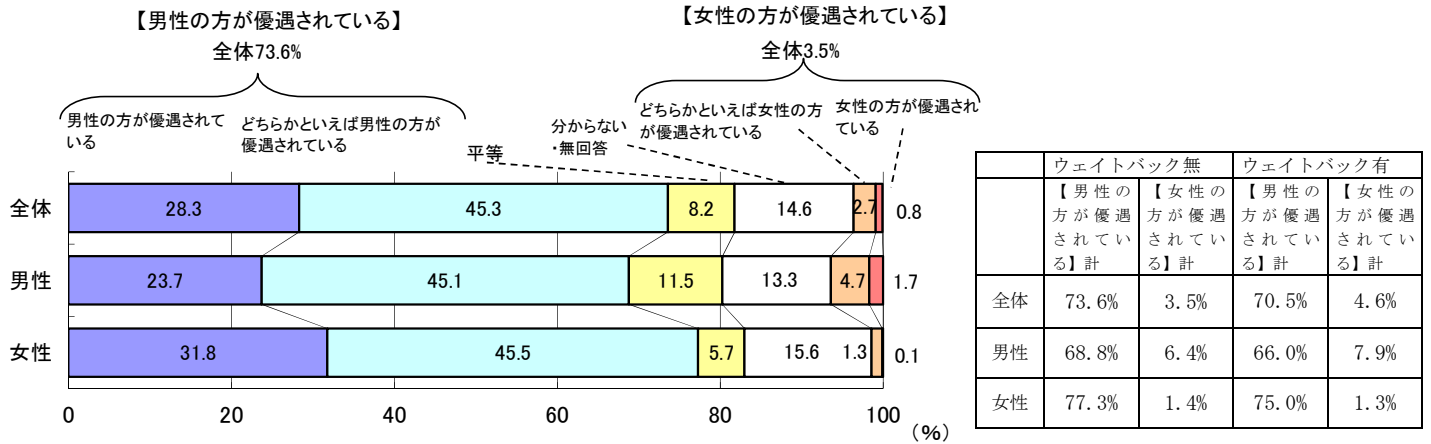
I 本県の男女共同参画推進状況

1 男女共同参画社会に関する意識と実態

(1) 社会全体でみた男女の地位の平等感

令和元年の「茨城県 男女の働き方と生活に関する調査」によると、社会全体でみた男女の地位について、73.6%が「男性の方が優遇されている」と感じており、全国平均とほぼ同じ割合となっている。一方、「平等」であると感じている割合は全国と比較して低く、特に女性は5.7%と低くなっている。

図表1 社会全体でみた男女の地位の平等感(本県)

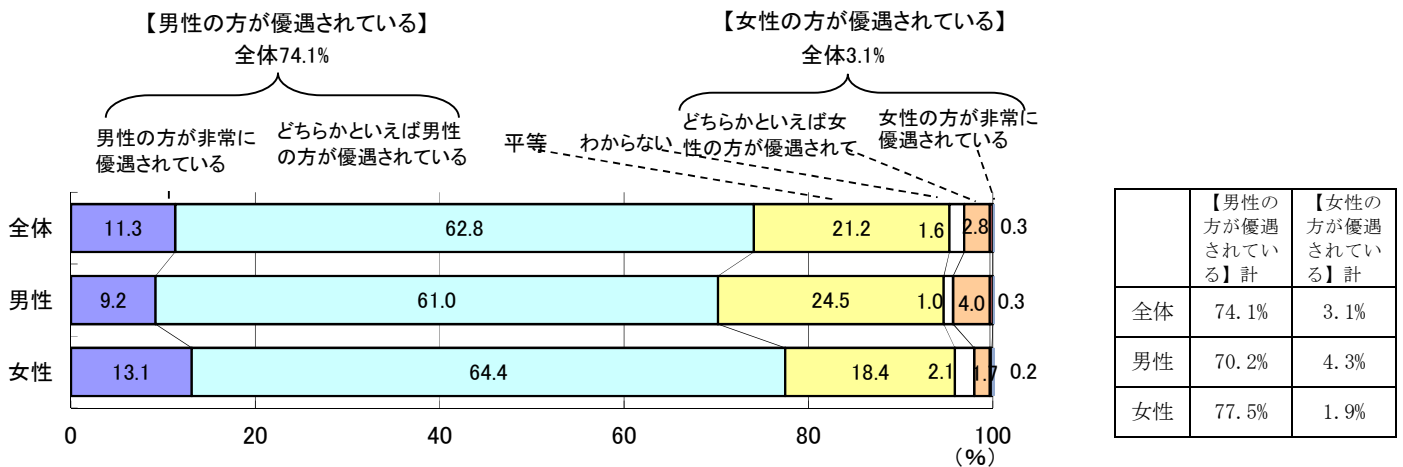


資料出所: 令和元年「茨城県 男女の働き方と生活に関する調査」(女性活躍・県民協働課)

※「茨城県 男女の働き方と生活に関する調査」では、集計にあたり、回答者の性別・年齢による偏りを補正するため、性別・年齢ごとの回答結果に、実際の茨城県の人口比(母集団)に応じたウェイトをつけたウェイトバック集計を実施した。

本書の「1 男女共同参画社会に関する意識と実態」において「茨城県 男女の働き方と生活に関する調査」の結果を掲載する際には、本文中及びグラフはウェイトバック集計をしていない数値を用い、グラフ横の集計表には、ウェイトバック集計をしていない数値とウェイトバック集計をした数値を併記している。同じく「8 女性の活躍推進」において「茨城県 男女の働き方と生活に関する調査」の結果を掲載する際には、本文中及びグラフはウェイトバック集計をしていない数値を用い、グラフ横の表にはウェイトバック集計をした数値を用いている。

図表2 社会全体における男女の地位の平等感(全国)



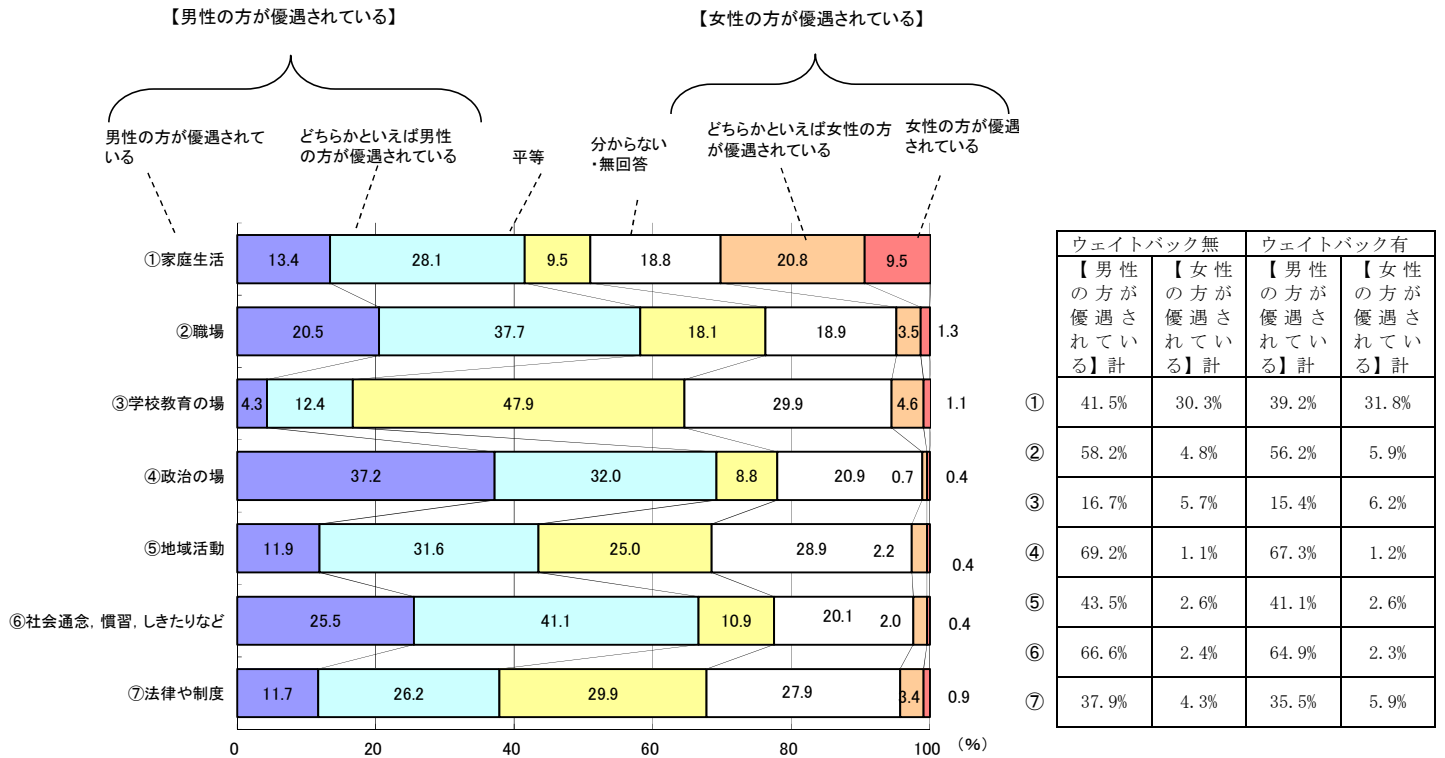
資料出所: 令和元年「男女共同参画社会に関する世論調査」(内閣府)

(2) 各分野での男女の地位の平等感

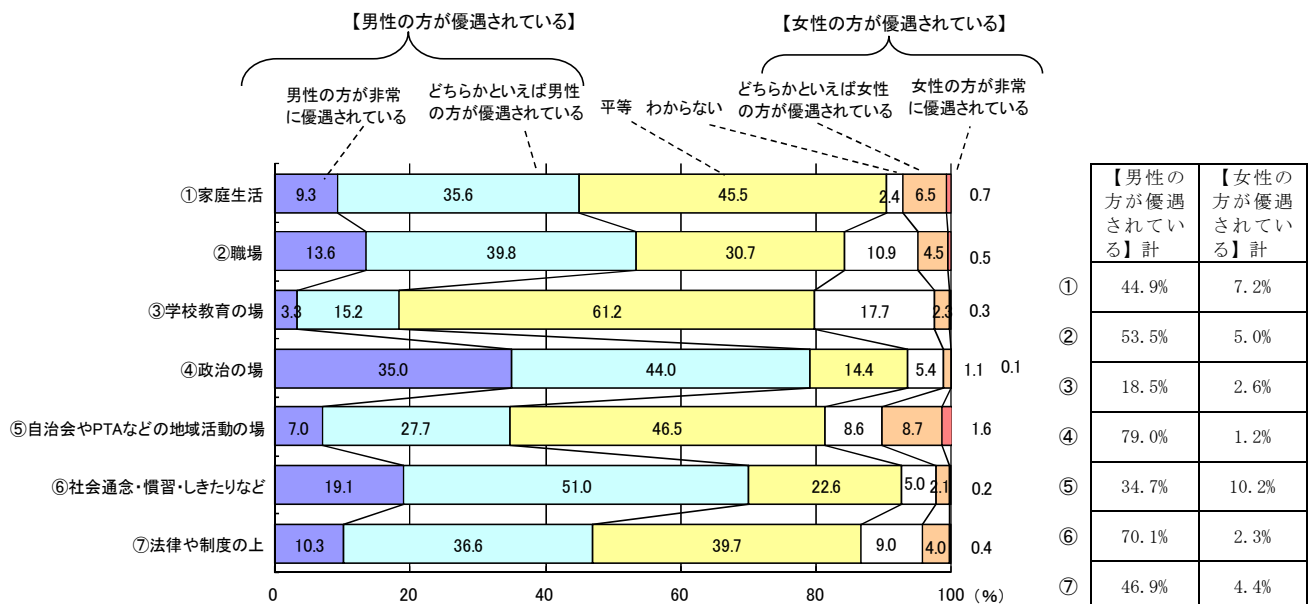
「学校教育の場」においては、平等感が高いものの、「職場」や「政治の場」、「社会通念、慣習、しきたりなど」では、「男性の方が優遇されている」と感じている割合が6割前後と高い。

また、本県、全国とも、全項目において、「男性の方が優遇されている」と感じている割合が、「女性の方が優遇されている」と感じている割合より高い。

図表3 各分野の男女の地位の平等感(本県)



図表4 各分野の男女の地位の平等感(全国)



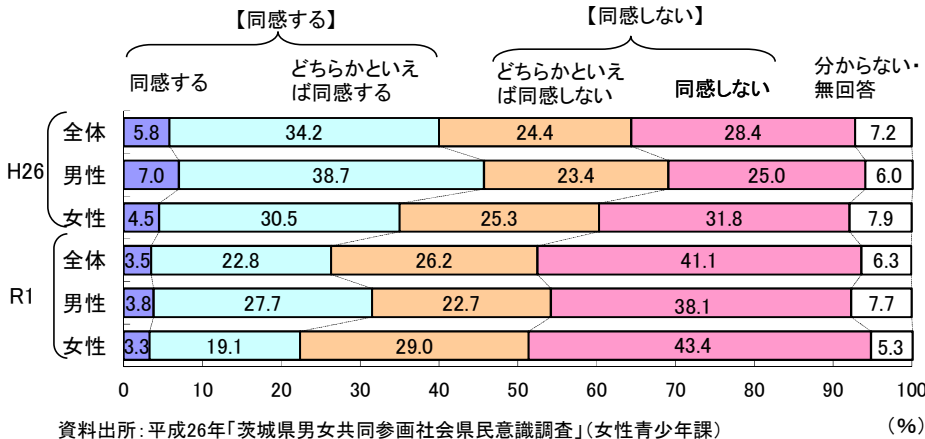
資料出所: 令和元年「男女共同参画社会に関する世論調査」(内閣府)

注: 端数処理の関係で、グラフの合計と表の数値が合わない場合がある。

(3) 性別役割分担意識「男性は仕事, 女性は家庭」という考え方について

「男性は仕事, 女性は家庭」という考え方について, 平成 26 年時点では「同感しない」と感じる者が 52.8%であったのに対し, 令和元年では 67.3%と, 14.5 ポイント増加した。また, 国の類似調査でも, 「夫は外で働き, 妻は家庭を守るべきである」という考え方について, 「どちらかといえば反対」と「反対」を合わせると, 59.8%と半数を超えている。

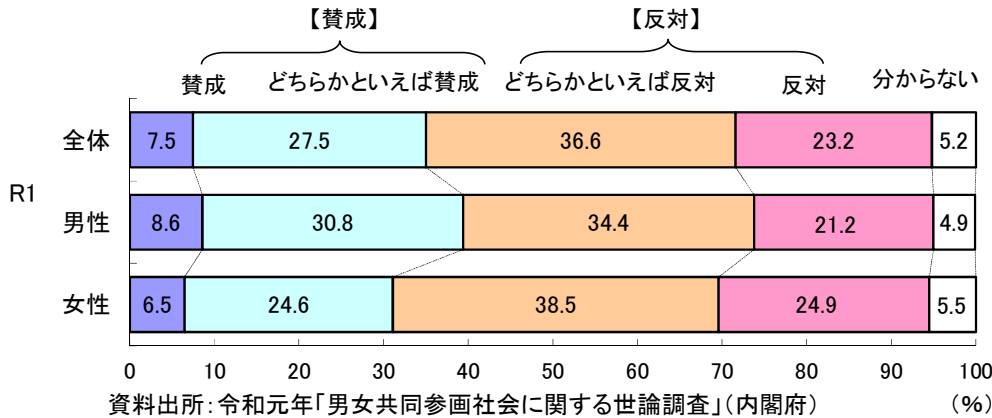
図表5 「男性は仕事, 女性は家庭」という考え方について(本県)



資料出所: 平成26年「茨城県男女共同参画社会県民意識調査」(女性青少年課)
令和元年「茨城県 男女の働き方と生活に関する調査」(女性活躍・県民協働課)

		ウェイトバック無		ウェイトバック有	
		【同感する】計	【同感しない】計	【同感する】計	【同感しない】計
H26	全体	40.0%	52.8%	H26はウェイトバック集計の	
	男性	45.7%	48.4%	実施なし	
	女性	35.0%	57.1%		
R1	全体	26.3%	67.3%	27.2%	66.4%
	男性	31.5%	60.8%	30.7%	62.0%
	女性	22.4%	72.4%	23.6%	70.8%

図表6 「夫は外で働き, 妻は家庭を守るべきである」という考え方について(全国)



	【賛成】計	【反対】計
全体	35.0%	59.8%
男性	39.4%	55.6%
女性	31.1%	63.4%

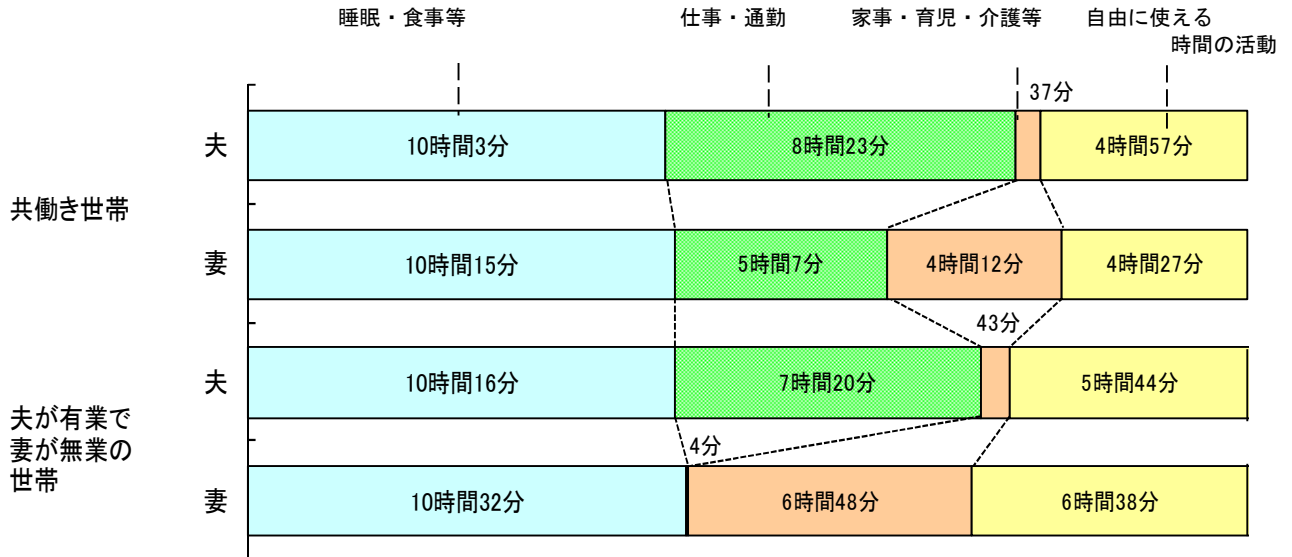
資料出所: 令和元年「男女共同参画社会に関する世論調査」(内閣府)

注: 端数処理の関係で, グラフの合計と表の数値が合わない場合がある。

(4) 夫婦の生活時間

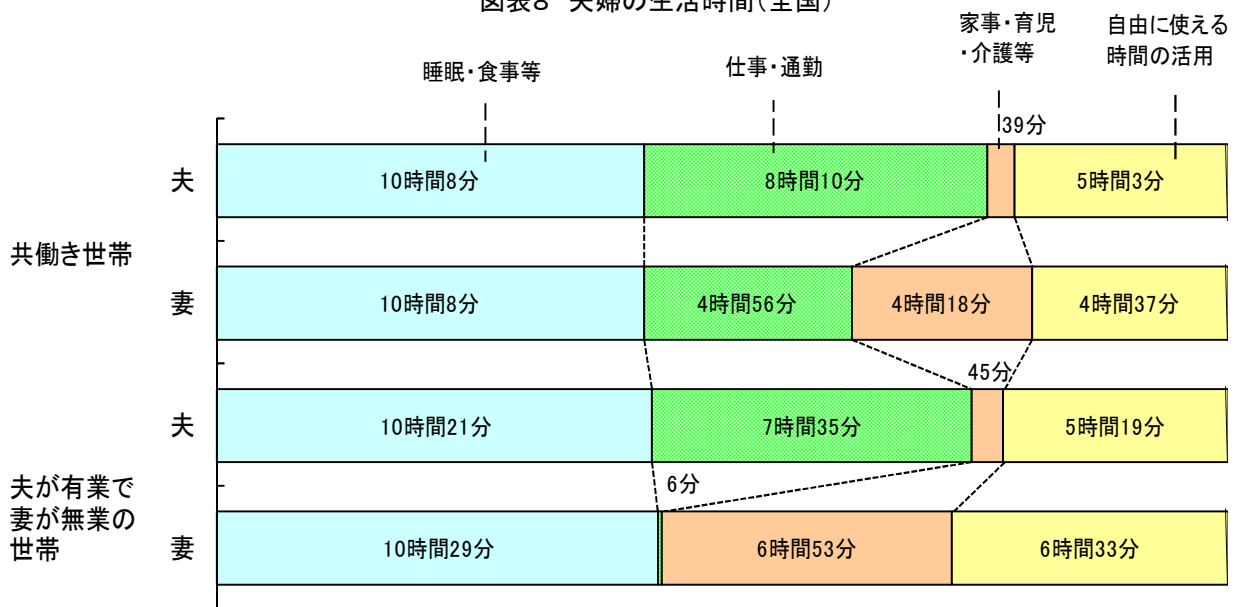
夫の家事・育児・介護等に携わる時間は、共働き世帯において 37 分、夫が有業で妻が無業の世帯において 43 分と、どちらも妻が携わる時間と比較して非常に少なくなっており、全国的にも同様の傾向が見られる。

図表7 夫婦の生活時間(本県)



資料出所:平成28年「社会生活基本調査」(総務省)

図表8 夫婦の生活時間(全国)



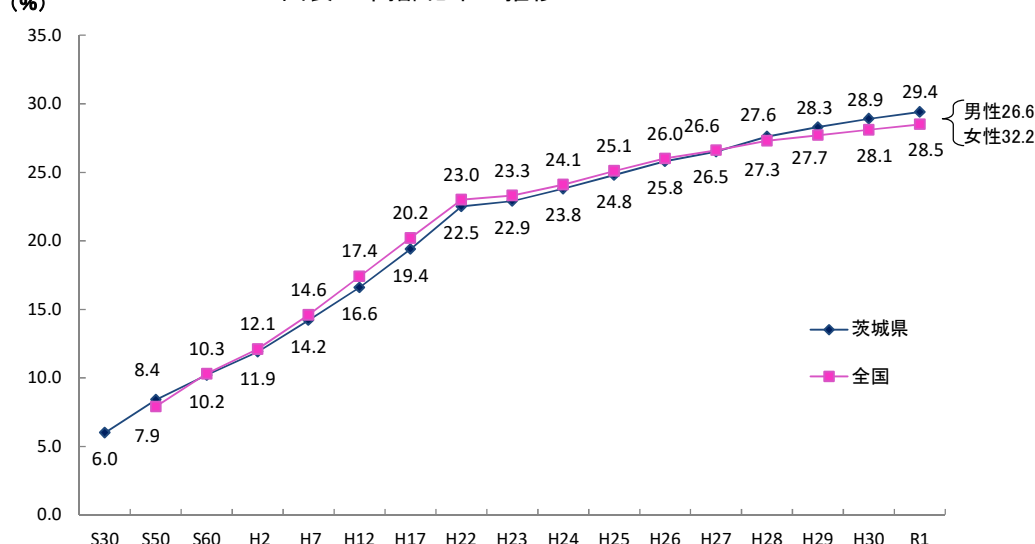
資料出所:平成28年「社会生活基本調査」(総務省)

2 少子高齢化の状況

(1) 高齢化率の推移

本県の総人口に占める 65 歳以上の人口の割合（高齢化率）は、全国と同様に年々増加している。また、男女別では、男性より女性の高齢化率が高く、市町村別では、大子町と利根町が 45% を超えている。

図表9 高齢化率の推移



高齢化率が高い市町村

(R1. 10. 1)

1	大子町	45.7%
2	利根町	45.4%
3	河内町	38.6%

高齢化率が低い市町村

1	つくば市	20.1%
2	守谷市	22.6%
3	神栖市	23.3%

資料出所：茨城県「茨城県常住人口調査」（各年 10 月 1 日現在）（統計課）

全国「国勢調査」（S50～H22, H27）

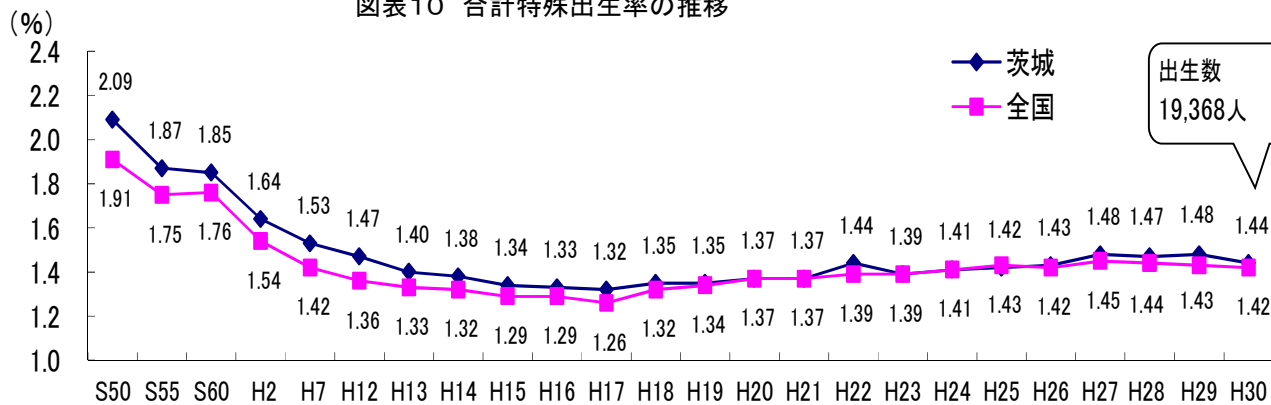
「年齢（5 歳階級）、男女別人口及び割合—総人口」（H23～H26, H28～R1 各年 10 月 1 日現在）（総務省統計局）

R1 年 10 月 1 日の全国数値のみ概算の値、確定値は R2 年 4 月に公表予定。

(2) 合計特殊出生率の推移

本県の合計特殊出生率（1 人の女性が生涯に産む子供の推定人数）は、近年は全国値と近い数値で推移しており、2018（平成 30）年は茨城県 1.44，全国 1.42 となった。なお、出生数は 19,368 人で、前年の 20,431 人から 1,063 人減少し、初めて 2 万人を下回った。

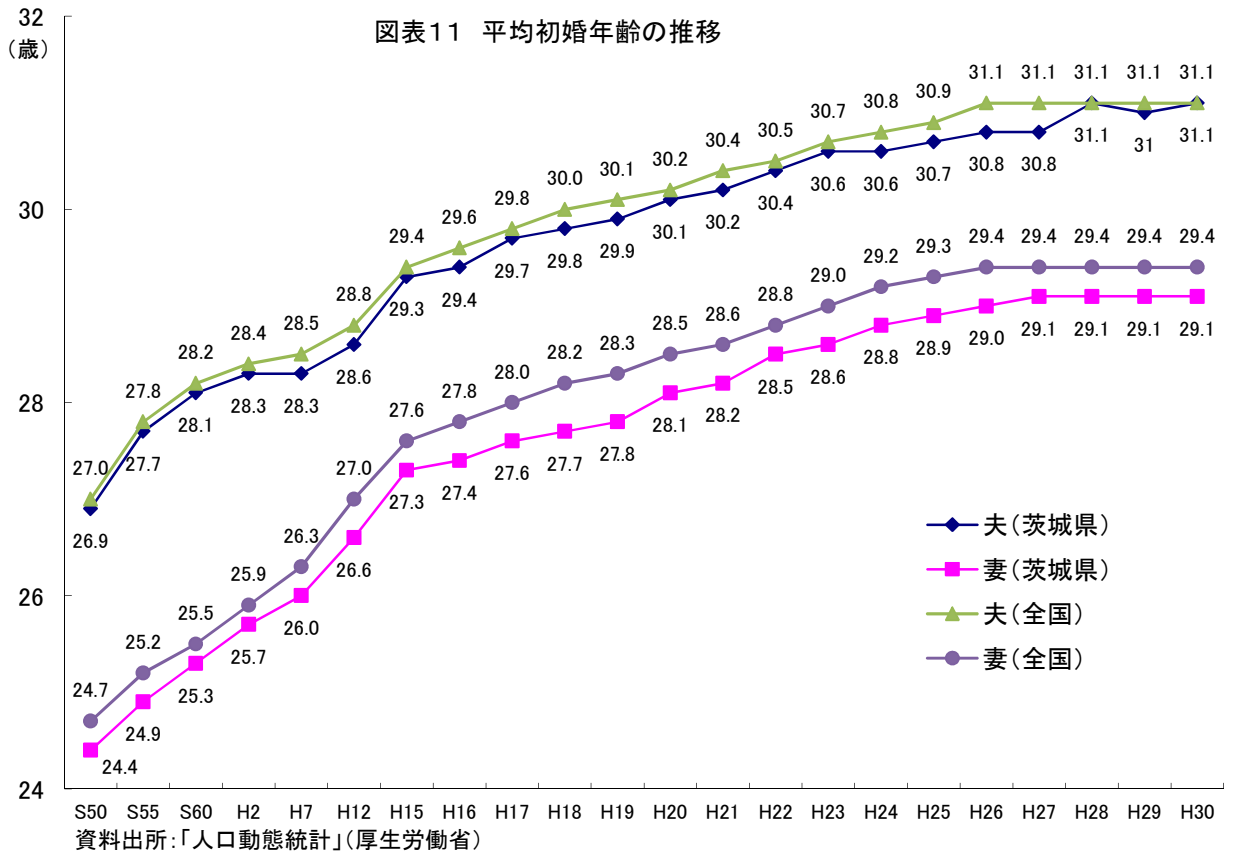
図表10 合計特殊出生率の推移



資料出所：「人口動態統計」(厚生労働省)

(3) 晩婚化の進行

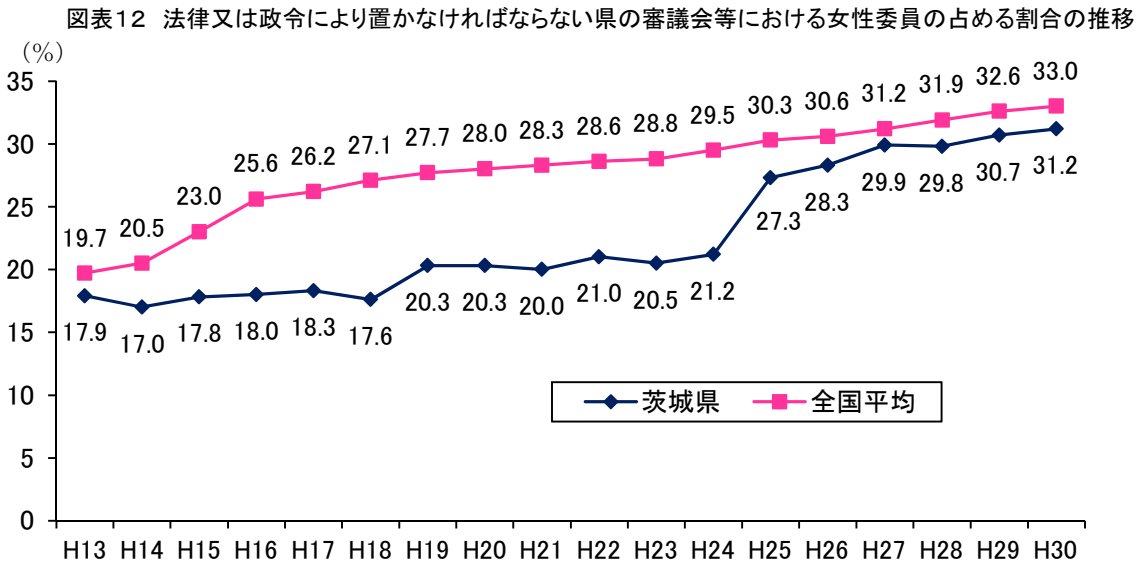
本県の平均初婚年齢は、2015（平成27）年以降は横ばい傾向にあるが、長期的には男性、女性とも上昇し、晩婚化が進んでいる。



3 社会的な意思決定への女性の参画状況

(1) 法律又は政令により置かなければならない県の審議会等における女性委員の占める割合

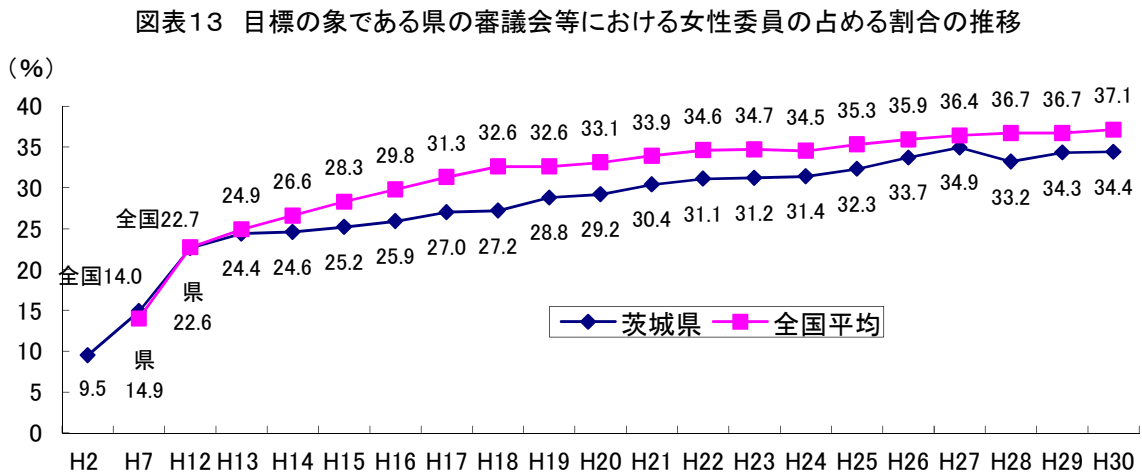
法律又は政令により置かなければならない県の審議会等数は、平成 31 年 3 月 31 日現在で、44 である。また、延総委員数の 879 人のうち、女性委員は 274 人であり、女性比率は 31.2% である。なお、法律又は政令により置かなければならない県の審議会等における女性委員に占める割合は、全国平均を下回っている。



資料出所: 全国/内閣府調べ(調査年月は各都道府県によって異なる。) 県 / 女性活躍・県民協働課調べ(各年度末現在)

(2) 目標の対象である県の審議会等における女性委員の占める割合

目標の対象である県の審議会等数は、平成 31 年 3 月 31 日現在で 80 である。また、延総委員数の 1,284 人のうち、女性委員数は 442 人であり、女性比率は 34.4% である。なお、目標の対象である県の審議会等における女性委員の占める割合は、平成 12 年度以降、全国平均を下回っている。

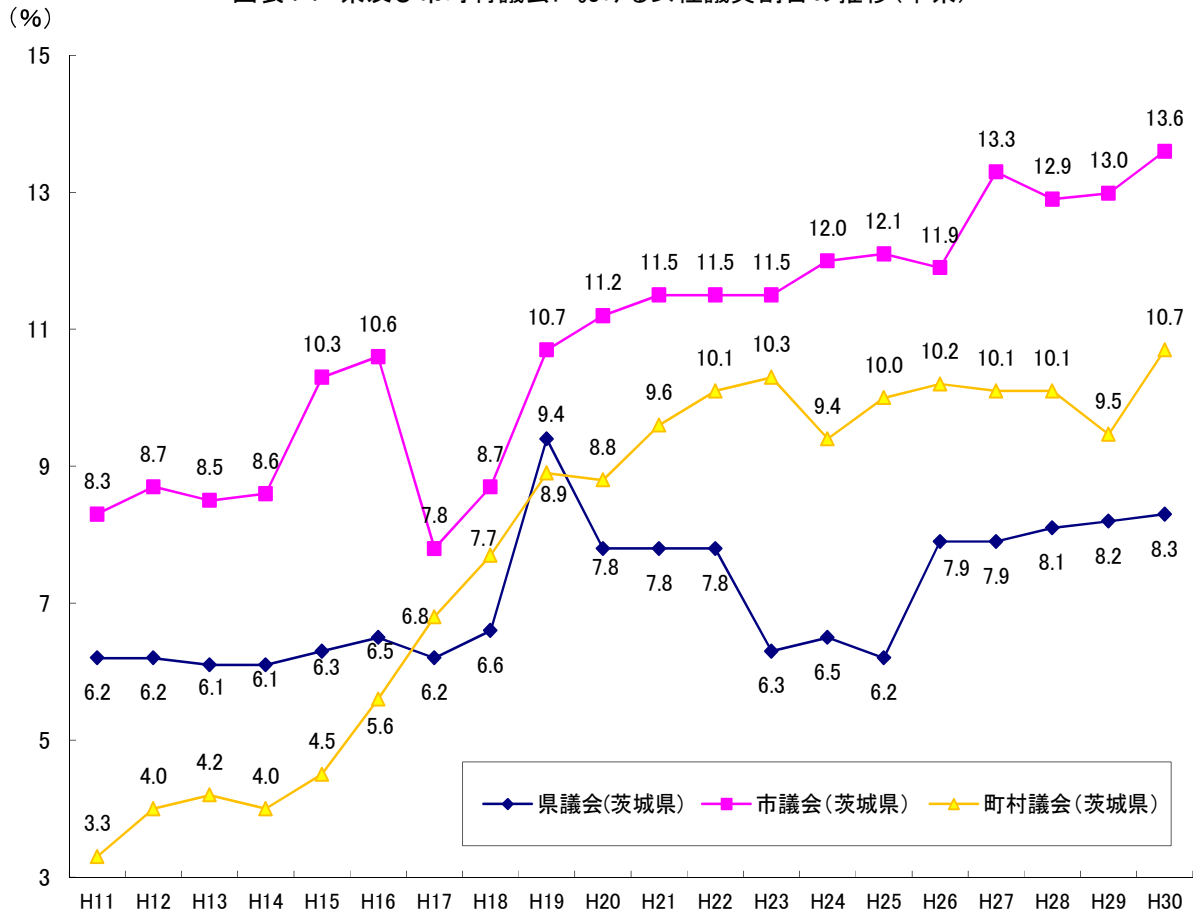


資料出所: 全国/内閣府調べ(調査年月は各都道府県によって異なる。) 県 / 女性活躍・県民協働課調べ(各年度末現在)

(3) 県及び市町村議会における女性議員の割合

平成30年12月31日現在の本県の県及び市町村議会における女性議員の割合は、前年の同時点と比較すると、県議会では0.1ポイント増加、市議会では0.6ポイント増加、町村議会においては1.2ポイントの増加となっている。なお、全国平均は、県議会で10.0%、市議会で15.3%、町村議会で10.1%であり、町村議会のみ、全国平均を上回っている。

図表14 県及び市町村議会における女性議員割合の推移(本県)



資料出所:総務省資料より作成(各年12月31日現在)

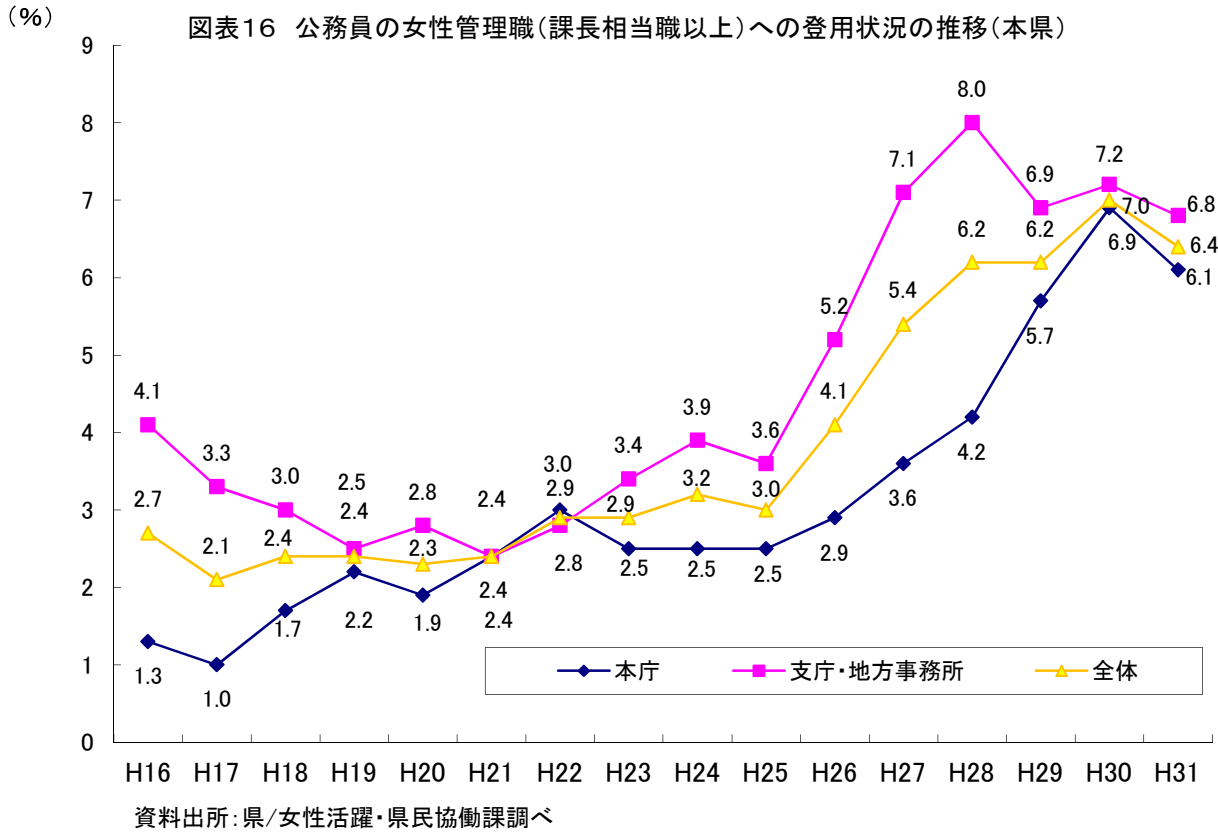
図表15 都道府県及び市区町村議会における女性議員割合の推移(全国) (%)

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
都道府県議会	6.9	6.9	7.2	7.3	8.0	8.2	8.1	8.1	8.6	8.7	8.8	8.9	9.8	9.9	10.1	10.0
市区議会	12.3	12.0	11.0	11.2	12.3	12.6	12.9	13.2	13.3	13.4	13.6	13.8	14.5	14.6	14.9	15.3
町村議会	5.6	5.8	6.4	6.9	7.7	7.8	8.1	8.1	8.4	8.6	8.7	8.9	9.5	9.8	9.9	10.1

資料出所:総務省資料より作成(各年12月31日現在)

(4) 公務員の女性管理職（本庁課長相当職以上）の割合

本県の平成31年4月1日現在の県職員（教育関係機関の教育職を除く）における女性管理職の比率は、本庁で6.1%、出先機関である支庁・地方事務所で6.8%、全体で見ても6.4%となっており、全国平均を下回っている。



図表17 都道府県の公務員の女性管理職（課長相当職以上）への登用状況の推移（全国） (%)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
本庁	3.1	3.4	3.5	3.9	4.2	4.3	4.7	4.8	4.9	5.4	5.9	6.6	7.2	8.0	8.7
支庁・地方事務所	6.3	6.4	6.6	6.8	7.1	7.8	8.2	8.3	8.7	9.1	9.7	10.4	10.9	11.5	11.9
全体	4.8	5.0	5.1	5.4	5.7	6.0	6.4	6.5	6.8	7.2	7.7	8.5	9.0	9.7	10.3

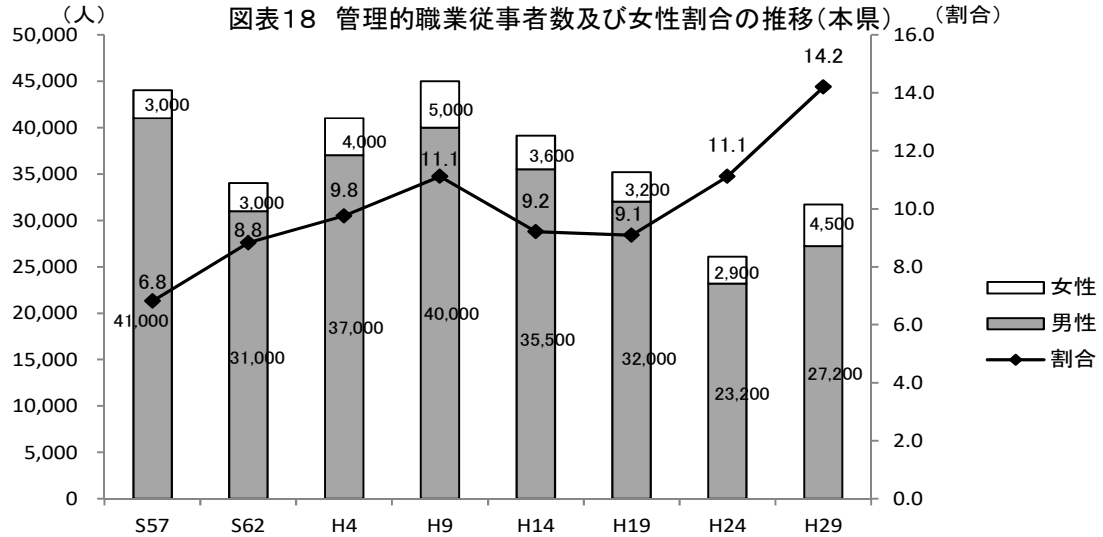
資料出所：内閣府男女共同参画局資料より作成

(注1) 管理職の女性比率は、原則4月1日現在で調査しているが、都道府県の事情により時点が違うところもある。

(注2) 全国平均は、都道府県の管理職総数に占める女性管理職の割合。

(5) 女性管理職の状況

本県の管理的職業従事者（会社役員、会社管理職員、管理的公務員等）は平成9年以降、男女ともに減少し続けていたが、平成29年は増加となった。また、女性の占める割合は、1割前後の低い水準で推移しており、平成29年は大きく上昇したが、依然として全国を下回っている。



図表19 管理的職業従事者数及び女性割合の推移(全国) (人, %)

	S57	S62	H4	H9	H14	H19	H24	H29
総数	2,489,000	2,247,000	2,376,000	2,311,000	2,046,500	1,797,200	1,427,100	1,528,100
女性	177,000	196,000	237,000	236,000	225,900	200,600	191,800	226,600
割合	7.1	8.7	10.0	10.2	11.0	11.2	13.4	14.8

資料出所:「就業構造基本調査」(総務省)

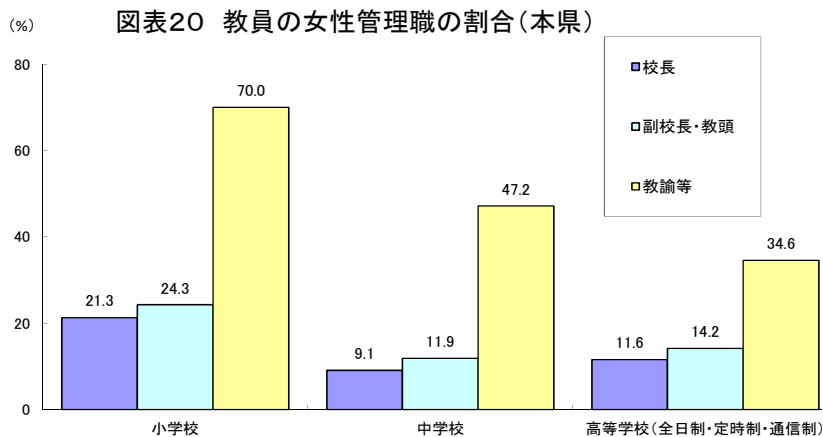
(注1)平成24年調査より21年基準の日本標準職業分類が適用されているため、データは完全には接続していない。

(注2)平成9年調査までは千人単位で公表されている。

(6) 教員の女性管理職の割合

本県の公立小学校、中学校、高等学校の教員の女性管理職（校長、副校長、教頭）の割合は、全国同様に教諭等の女性割合に比べて低く、高等教育になるにつれて女性教諭等の割合も低くなっている。

図表21 教員の女性管理職の割合(全国)



小学校	
校長	20.6%
副校長・教頭	27.5%
教諭等	66.3%
中学校	
校長	7.4%
副校長・教頭	13.3%
教諭等	46.9%
高等学校(全日制・定時制・通信制)	
校長	7.6%
副校長・教頭	10.1%
教諭等	34.7%

資料出所:「学校基本調査」(文部科学省)(令和元年5月1日現在)

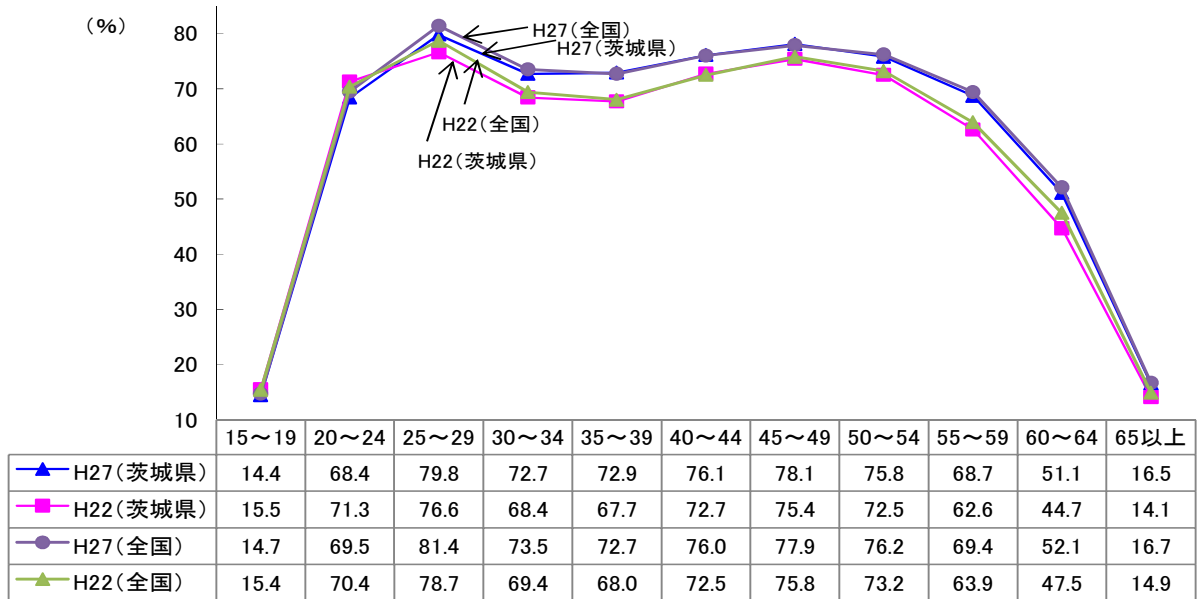
注:「教諭等」には、「教諭」、「養護(助)教諭」、「栄養教諭」、「講師」を含む。

4 就業の状況

(1) 年齢階級別女性労働力率の推移

平成27年の国勢調査によると、本県の15歳以上の女性人口は、1,271,747人であり、そのうち女性労働力人口（就業者＋完全失業者）は612,022人である。労働力率（※）は49.5%であり、全国の労働力率50.0%をやや下回っている。また、年齢階級別労働力率（図表22）をみると、全国と同様にM字カーブが平成22年に比べてゆるやかになっている。（※）15歳以上人口に占める労働力人口の割合。労働力状態「不詳」を除く。

図表22 女性の年齢階級別労働力率の推移

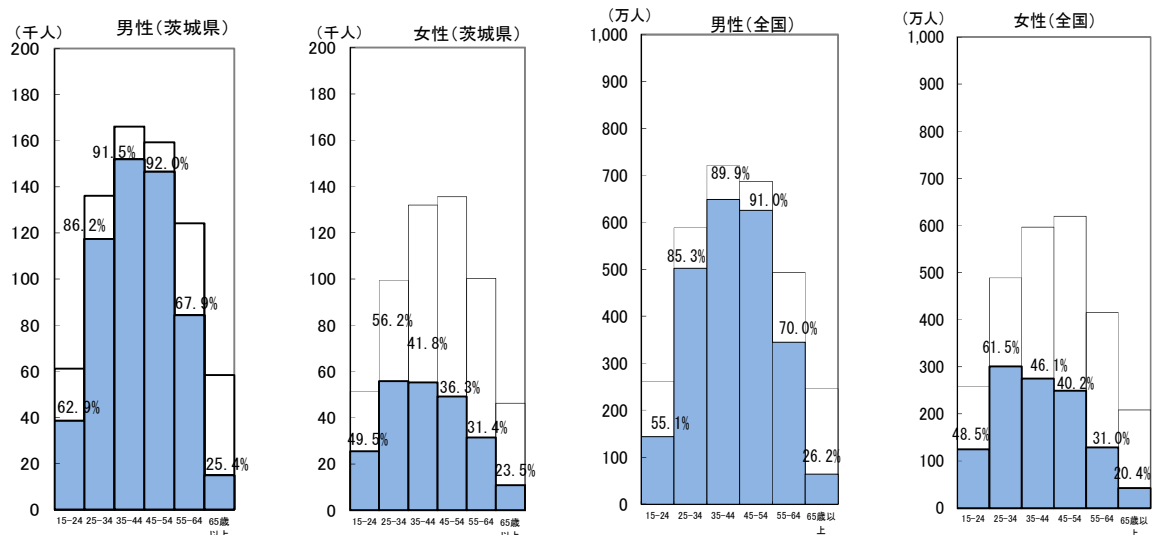


資料出所：「国勢調査」（総務省）

(2) 年齢階級別雇用形態

本県の年齢階級別雇用形態を男女別にみると、男性は25～54歳の年齢階級で正規の職員が8割以上を占めるのに対し、女性は最も高い25～34歳の年齢階級においても5割にとどまっている。また、年齢階級が上がるほど非正規の職員（正規の職員以外）の占める割合が増えている。この傾向は全国同様である。

図表23 年齢階級別雇用形態



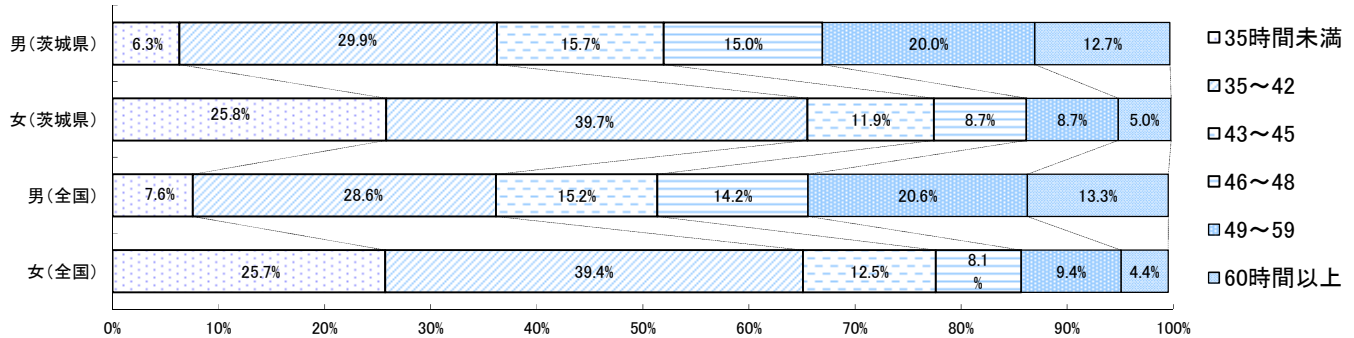
資料出所：平成29年「就業構造基本調査」（総務省）

■ 正規の職員 □ パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託など

(3) 週 60 時間以上就業している雇用者の割合

年間就業日数が 200 日以上の本県の雇用者の 1 週間の就業時間をみると、週 60 時間以上働いている者は、女性が全体の 5.0%なのに対し、男性は 12.7%にのぼり、全国同様に、男性の長時間労働がみてとれる。

図表24 週間就業時間階級別雇用者の割合(年間就業日数 200 日以上)



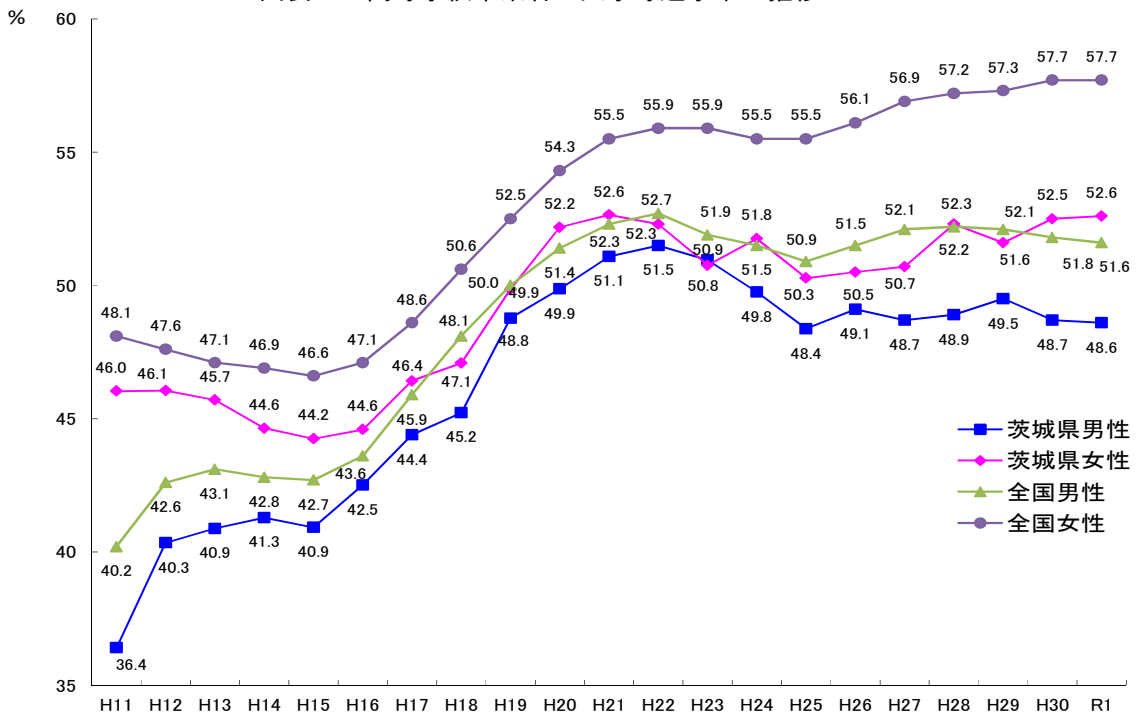
資料出所：平成 29 年「就業構造基本調査」(総務省)

5 進学者の状況

(1) 大学等進学率の推移

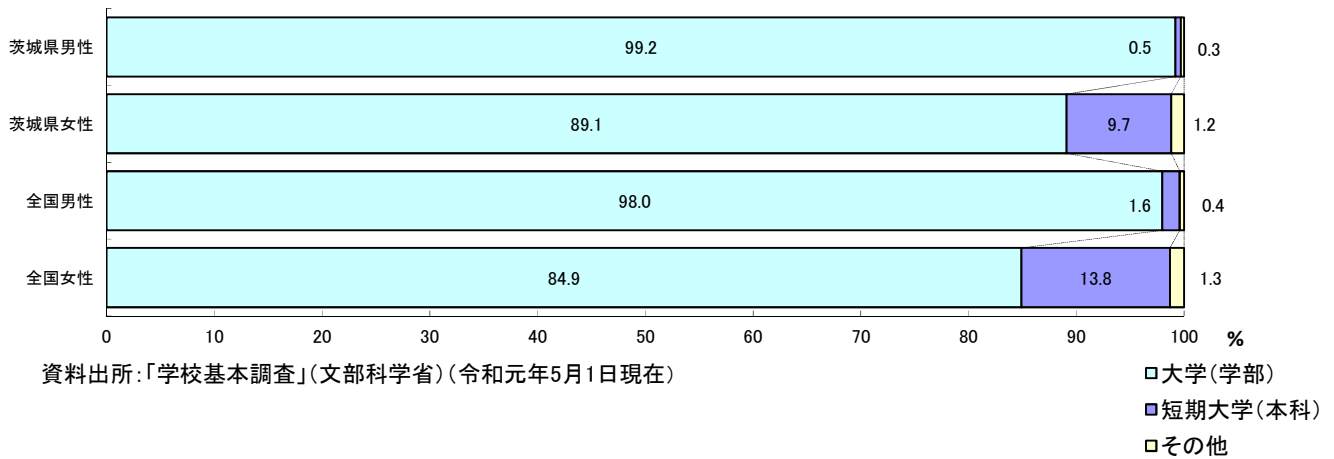
本県における高等学校卒業者の大学等進学率(大学、短期大学等に進学する者の割合)は、平成 20 年以降男女ともに 5 割程度で推移しており、男女ともに全国を下回っている。本県及び全国ともに大学等進学者のうち、男性は 100%近くの者が大学(学部)へ進学しているのに対し、女性は大学(学部)への進学のほか短期大学(本科)への進学も一定の割合を占めている。

図表25 高等学校卒業者の大学等進学率の推移



資料出所：「学校基本調査」(文部科学省)(各年 5 月 1 日現在)

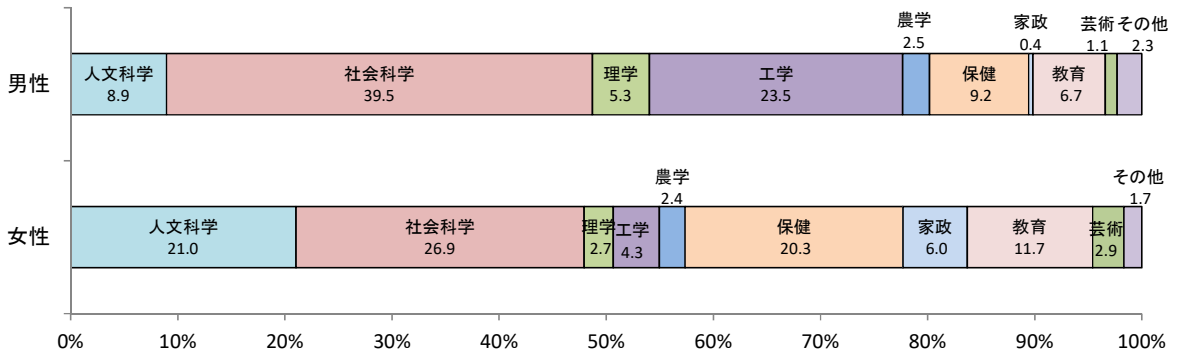
図表26 高等学校卒業生(平成31年3月卒)の大学等進学者の内訳



(2) 大学進学者の学部別比率

本県の大学進学者の学部別比率は、男性が社会科学系、工学系への進学比率が高いのに対し、女性は人文科学系、社会科学系、保健関係(薬学・看護)への進学比率が高い。

図表27 高等学校卒業生(平成31年3月卒)の大学等進学者の学部別比率(本県)



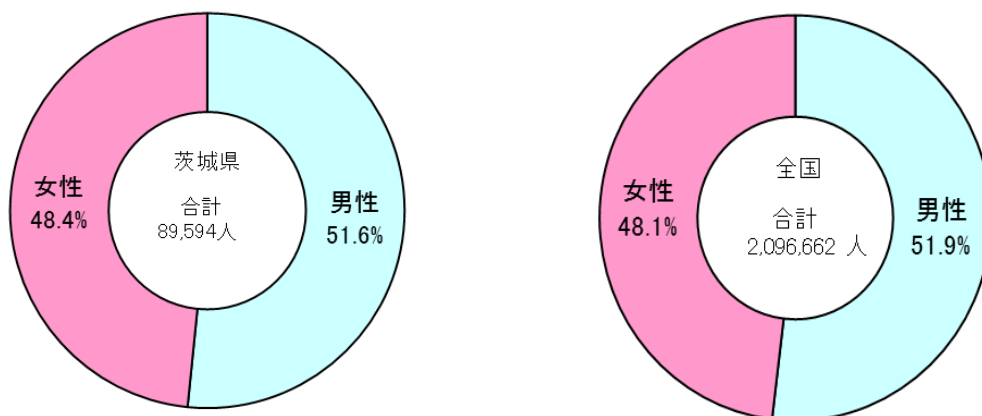
資料出所:「令和元年度高等学校等生徒の卒業後の進路状況調査」(県教育庁総務課)(令和元年5月1日現在)

6 農業における状況

(1) 農業就業人口の男女比率

本県の平成 27 年の農業就業人口（満 15 歳以上の者で農業のみに従事した者とその他の仕事の両方に従事した者のうち農業が主である者の合計）は、男女併せて 89,594 人であり、男女の比率は、男性 51.6%、女性 48.4%とほぼ同比率である。この傾向は全国同様である。

図表28 農業就業人口に占める男女の割合

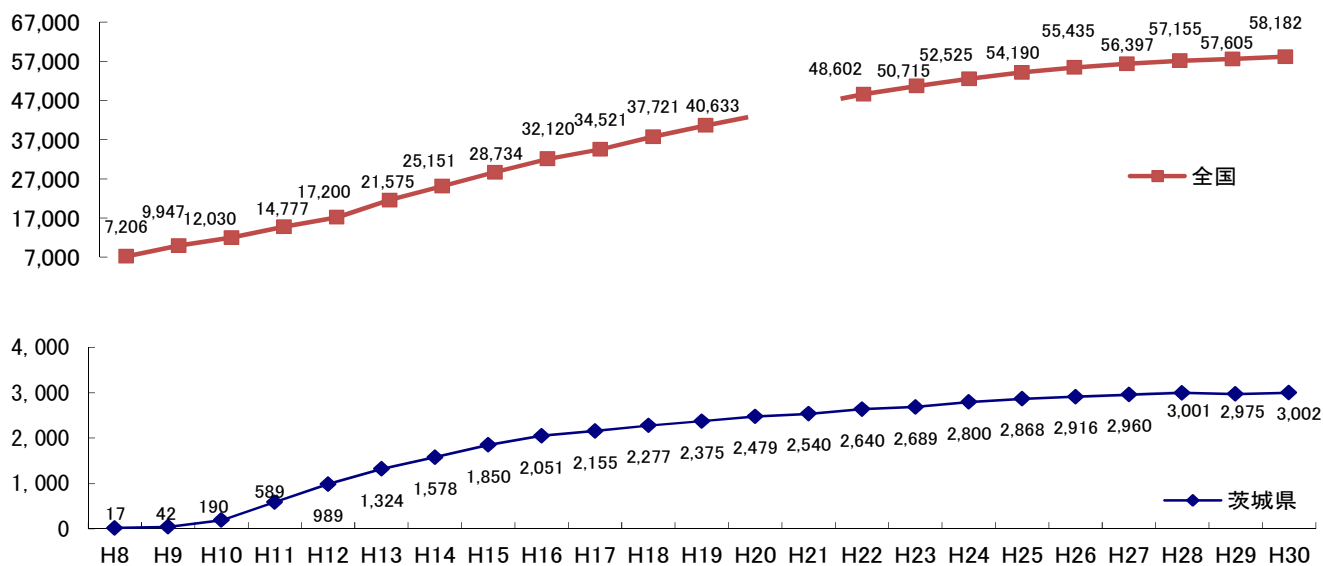


資料出所：平成 27 年「2015 年農林業センサス結果概要」（農林水産省）

(2) 家族経営協定締結農家数の推移

本県の家族経営協定（農家構成員の役割分担の明確化等）を締結している農家数は、平成 28 年度までは全国同様、毎年増加していたが、平成 29 年度は協定内容が家族内に定着し協定締結の必要性がなくなった等の理由から、一時的に減少に転じた。平成 30 年度は、認定農業者の共同申請や市町村の農業農村男女共同参画推進委員の個別訪問等により新規締結が進み、再び増加した。

図表29 家族経営協定締結農家数の推移



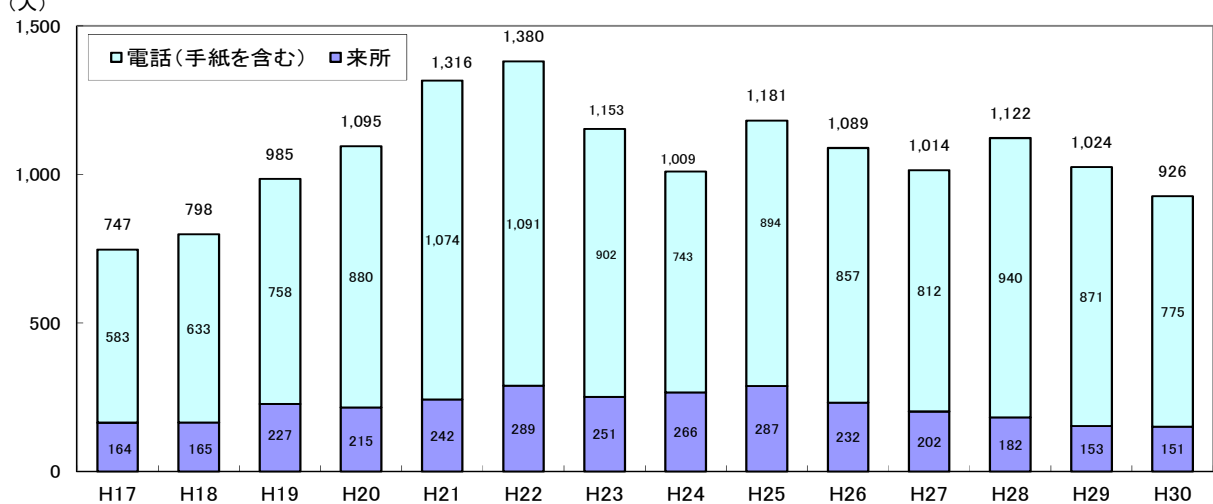
資料出所：茨城県（農業経営課調べ）、全国（農林水産省調べ） *H20 と H21 は全国値なし

7 男女間における暴力

(1) 女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）におけるDV相談及び一時保護状況

本県の女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）におけるDVに係る相談件数は、平成30年度中は926件であり、本県は減少したが、全国では増加した。また、このうち電話による相談が約8割を占めており、全国と比較して割合が高くなっている。一時保護については、70.2%がDVによるものであった。

図表30 女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)におけるDV相談件数の推移(本県)



資料出所：青少年家庭課調べ

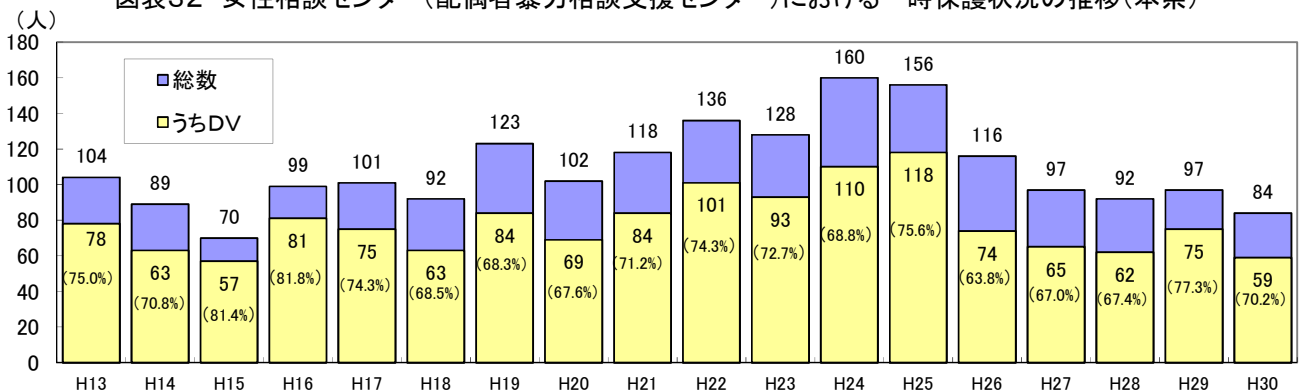
図表31 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力の被害者からの相談を受理した件数(全国)

(件)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
来所	20,941	21,821	22,640	25,250	30,060	31,855	34,530	33,418	32,385	34,849
電話	49,849	53,134	57,236	60,686	64,797	65,895	72,246	69,780	70,043	75,964
その他	2,002	2,379	2,223	3,554	5,104	5,213	4,854	3,169	3,682	3,668
総数	72,792	77,334	82,099	89,490	99,961	102,963	111,630	106,367	106,110	114,481

資料出所：内閣府調べ

図表32 女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)における一時保護状況の推移(本県)

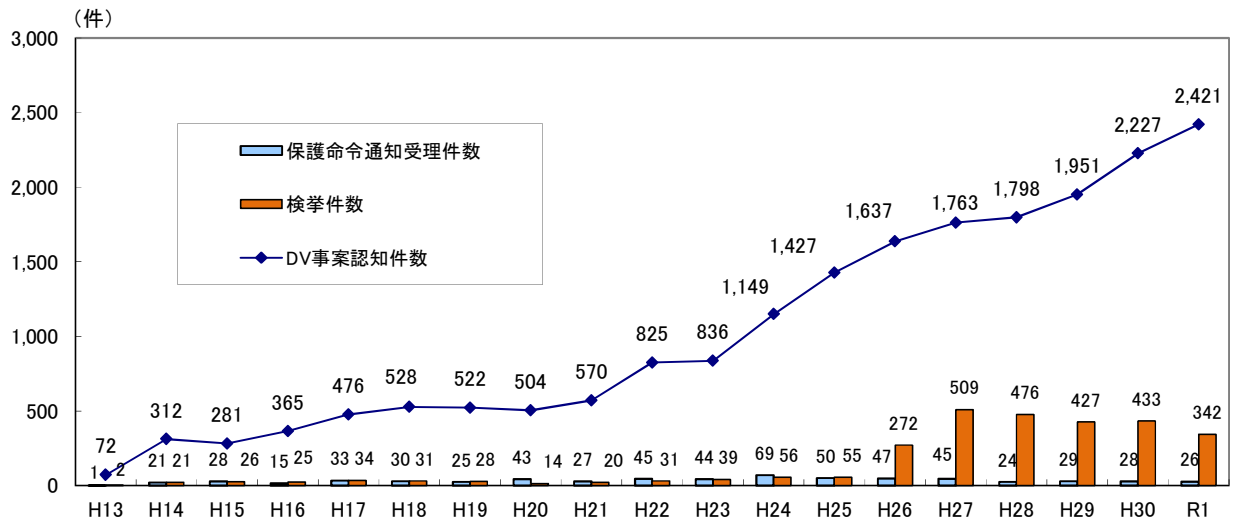


資料出所：青少年家庭課調べ

(2) 警察本部におけるDV事案認知件数、検挙件数及び保護命令通知受理件数

本県の警察で受理したDV事案の認知件数は、令和元年12月末2,421件（前年比+194件）である。また、DV事案の事件検挙件数は、同342件（前年比-91件）で、裁判所から発令された保護命令（被害者への接近禁止命令、自宅からの退去命令等）の通知受理件数は、同26件（前年比-2件）である。

図表33 警察本部におけるDV事案認知件数、検挙件数及び保護命令通知受理件数(本県)



資料出所：茨城県警察本部人身安全対策課調べ（各年12月末現在）

図表34 配偶者からの暴力事案等相談等状況、検挙件数及び保護命令通知(全国) (件)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
相談等件数	25,210	28,158	33,852	34,329	43,950	49,533	59,072	63,141	69,908	72,455	77,482
検挙件数	—	—	—	—	4,207	4,405	6,992	8,006	8,387	8,419	9,080
保護命令通知	—	—	—	2,144	2,572	2,379	2,576	2,415	2,143	1,859	1,728

*相談等件数については、法改正を受け、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案について、平成20年1月11日施行以降、生命に対する脅迫を受けた事案について、平成26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上。資料

出所：警察庁生活安全局

(3) 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数

厚生労働省茨城労働局雇用環境・均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数は、平成30年度で89件であり、全国においても7,639件と前年を上回っている。

図表35 厚生労働省茨城労働局雇用環境・均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
相談計 (件, (%))	184 (100)	128 (100)	107 (100)	98 (100)	77 (100)	78 (100)	173 (100)	163 (100)	152 (100)	89 (100)	85 (100)	89 (100)
労働者等 件, (%)	151 (82)	98 (77)	94 (88)	90 (92)	67 (87)	70 (90)	162 (94)	137 (84)	116 (76)	—	—	—
事業主 件, (%)	33 (18)	30 (23)	13 (12)	8 (8)	10 (13)	8 (10)	11 (6)	26 (16)	36 (24)	—	—	—

平成28年度より相談計における内訳統計をとっていない。

資料出所: 厚生労働省茨城労働局調べ

図表36 都道府県労働局雇用環境・均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数の推移(全国)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
相談計 (件, (%))	15,799 (100)	13,529 (100)	11,898 (100)	11,749 (100)	12,228 (100)	9,981 (100)	9,230 (100)	11,289 (100)	9,580 (100)	7,526 (100)	6,808 (100)	7,639 (100)
女性労働者 件, (%)	8,169 (52)	8,140 (60)	7,587 (64)	7,361 (63)	7,517 (61)	5,838 (58)	5,700 (62)	6,725 (60)	6,185 (65)	—	—	—
男性労働者 件, (%)	517 (3)	621 (5)	488 (4)	551 (5)	544 (4)	549 (6)	483 (5)	618 (5)	642 (7)	—	—	—
その他 件, (%)	2,950 (19)	2,390 (18)	2,175 (18)	2,139 (18)	2,204 (18)	1,782 (18)	1,662 (18)	2,098 (19)	1,583 (17)	—	—	—
事業主 件, (%)	4,163 (26)	2,378 (18)	1,648 (14)	1,698 (14)	1,963 (16)	1,812 (18)	1,385 (15)	1,848 (16)	1,170 (12)	—	—	—

「男性労働者」および「その他」については、平成19年度以降。

構成比は、小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

平成28年度より相談計における内訳統計をとっていない。

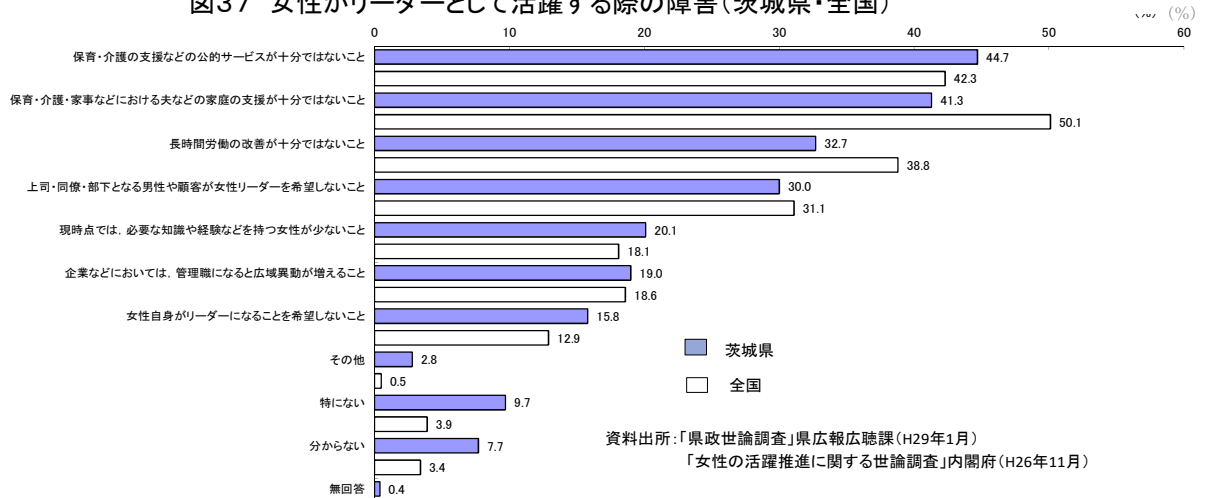
資料出所: 内閣府男女共同参画局および厚生労働省資料より作成

8 女性の活躍推進

(1) 女性がリーダーとして活躍する際の障害

本県が平成28年度に実施した調査によれば、女性がリーダーとして活躍する際の障害としては、「保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」(44.7%)が4割台半ばと最も高く、次いで、「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」(41.3%)が4割を超、「長時間労働の改善が十分ではないこと」(32.7%)と「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと」(30.0%)が3割台で続いている。なお、全国では、「保育・介護・家事などにおける夫などの家庭の支援が十分でないこと」が最も高く、次いで「保育・介護の支援などの公的サービスが十分でないこと」となっている。

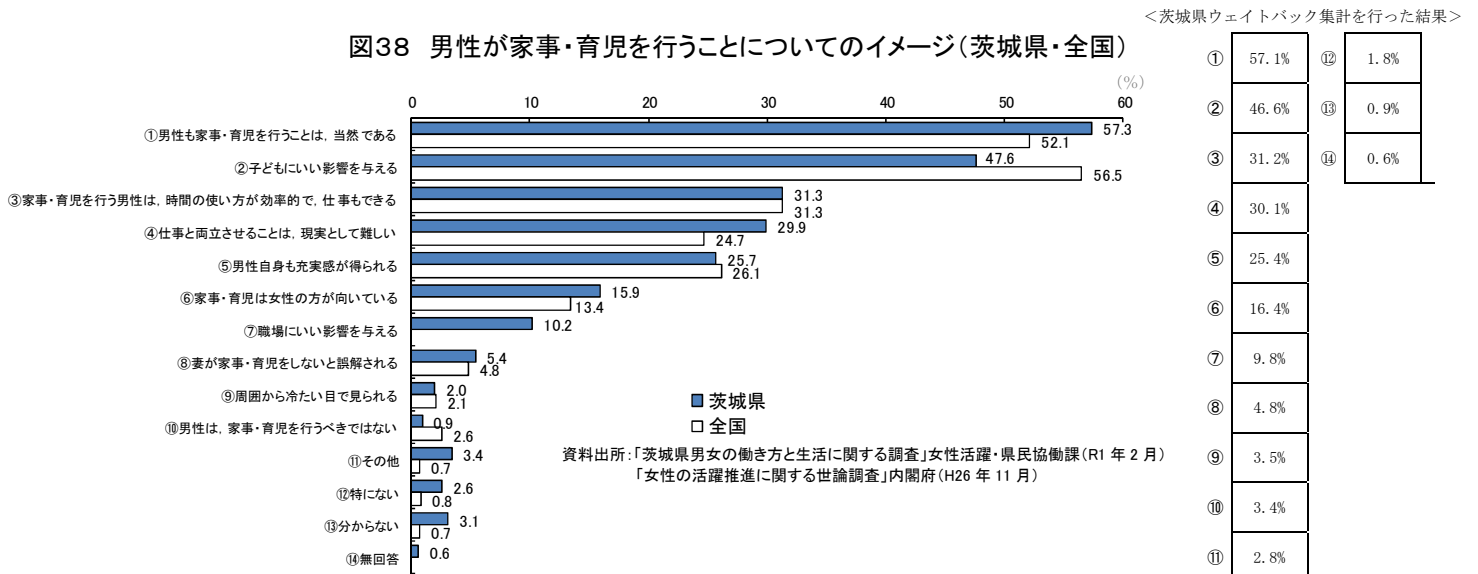
図37 女性がリーダーとして活躍する際の障害(茨城県・全国)



(2) 男性が家事・育児を行うことについてのイメージ

男性が家事・育児を行うことについてのイメージは、「男性も家事・育児を行うことは、当然である」(57.3%)が5割台と最も高く、次いで、「子どもにいい影響を与える」(47.6%)が4割台、「家事・育児を行う男性は、時間の使い方が効率的で、仕事もできる」(31.3%)が3割台で続いている。なお、全国では、「子どもにいい影響を与える」が最も高く、次いで「男性も家事・育児を行うことは、当然である」となっている。

図38 男性が家事・育児を行うことについてのイメージ(茨城県・全国)

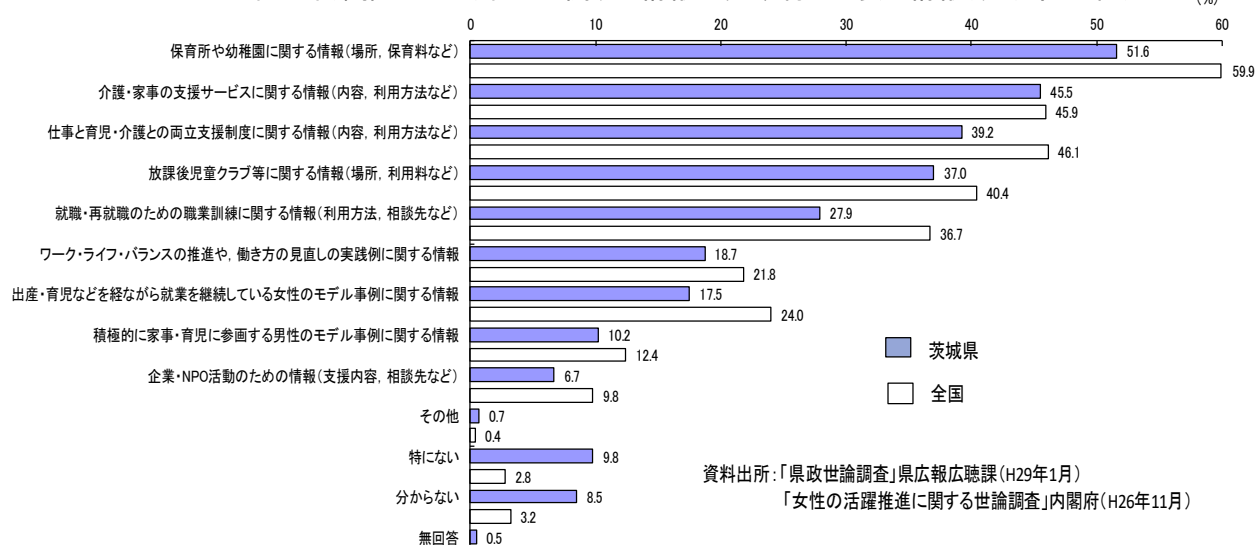


※「⑦ 職場にいい影響を与える」は、全国調査では選択肢に入っておらず、「⑭ 無回答」は全国調査の公表結果にないため、それぞれ空欄としてある。

(3) 女性の活躍推進の取り組みに関する情報のうち、特に必要な情報

女性の活躍推進の取り組みに関する情報のうち、特に必要な情報としては、「保育所や幼稚園に関する情報（場所、保育料など）」（51.6%）が5割を超えて最も高く、次いで、「介護・家事の支援サービスに関する情報（内容、利用方法など）」（45.5%）が4割台、「仕事と育児・介護との両立支援制度に関する情報（内容、利用方法など）」（39.2%）と「放課後児童クラブ等に関する情報（場所、利用料など）」（37.0%）が3割台で続いている。なお、全国も同様に「保育所や幼稚園に関する情報（場所、保育料など）」が最も高くなっている。

図39 女性の活躍推進の取り組みに関する情報のうち、特に必要な情報（茨城県・全国）



9 県内市町村の男女共同参画推進状況（全国との比較）

県内市町村の男女共同参画の推進状況をみると、男女共同参画に関する計画策定及び条例の制定状況が、全国平均を上回る成果をあげている。

(1) 市町村における男女共同参画に関する計画の策定状況（平成31年4月1日現在）

策定率 (%)	前年度策定率 (%)	全国平均 (%)
100.0 (44/44)	95.5 (42/44)	78.2

(2) 市町村における男女共同参画に関する条例の制定状況（平成31年4月1日現在）

制定率 (%)	前年度制定策定率 (%)	全国平均 (%)
56.8 (25/44)	56.8 (25/44)	37.7

(3) 市町村における法律、政令及び条例により設置された審議会等の女性比率（平成31年4月1日現在）

女性比率 (%)	前年度女性比率 (%)	全国平均 (%) ※
26.1	26.0	26.8

※全国平均は、全市町村の委員総数に占める女性委員の割合。

(4) 女性公務員の管理職（本庁課長相当職以上）の登用状況（平成31年4月1日現在）

女性比率 (%)	前年度女性比率 (%)	全国平均 (%) ※
11.6	11.5	15.3

※全国平均は、全市町村の管理職総数に占める女性管理職の割合。

(5) 市町村議会の女性議員の状況（平成30年12月31日現在）

女性比率 (%)	前年度女性比率 (%)	全国平均 (%) ※
13.0	12.3	13.4

※全国平均は、全市町村議会の議員総数に占める女性議員の割合。